

## 大竹市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、法人、個人事業者等（以下「事業者」という。）の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ホームページ、財産等の市の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に事業者の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 公衆に不快の念を与えるおそれがあるもの
- (8) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (9) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (10) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に掲げるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、総務部長が別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに主務部長が別に定める。

(広告募集方法等)

第5条 広告募集方法、広告掲載料及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、主務部長が別に定める。

(審査)

第6条 広告媒体に掲載する広告の可否等の審査は、主務部長が関係部署と協議して決定する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月15日から施行する。